

## 新潟市高齢者施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、高齢者の介護施設の整備を促進するため、社会福祉法人等が行う介護施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は別表第1に定める者が行う、別表第2の種別に記載された施設整備事業を交付の対象とする。

### (交付基準)

第3条 この補助金は、別表第2の基準により交付するものとする。

### (補助の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当とは認められない費用

### (交付の申請)

第5条 規則第6条第1項の規定による申請は、別記様式第1号により、市長が別に指示する期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければな

らない。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2号により速やかに市長に報告しなければならない。補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入

札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

#### (変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続きに準じ、市長が別に指示する期日までに行わなければならない。

#### (実績報告)

第8条 規則第13条前段の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日のいずれか早い日までに別記様式第3号により市長に提出して行わなければならない。補助事業が完了する前に補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

#### (補助金の返還)

第9条 市長は、補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

#### (財産の処分の制限)

第10条 規則第20条に規定する市長が指定する財産は、この事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定められている処分制限期間に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象者

社会福祉法人

その他市長が適当と認める者

別表第2（第3条関係）

種 別	整備区分	交 付 の 基 準
<p>特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）</p> <p>養護老人ホーム（定員 30 人以上）</p>	<p>別表第3に定める整備区分</p> <p>ただし、介護老人保健施設は「創設」の場合のみ、養護老人ホームは「改築」の場合のみ対象とする。</p>	<p>(1)別表第4の第1欄に定める施設の種別ごとに、第2欄に定める補助基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2)(1)により算出された額と、別表第4の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、これを上限とし、予算の範囲内となるよう補助額を調整する可能性があること。</p>
<p>介護老人保健施設（定員 30 人以上）</p>		<p>1施設あたり12,500千円。</p> <p>この額と、別表第4の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、これを上限とし、予算の範囲内となるよう補助額を調整する可能性があること。</p>

別表第3

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存の定員を増加させずに改築を行うこと。

別表第4

1 区分	2 補助基礎単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホーム (定員 30 人以上)	3,900 千円	定員数	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。
養護老人ホーム（定員 30 人以上）	3,900 千円	定員数	
介護老人保健施設（定員 30 人以上）	12,500 千円	施設数	

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。